

社団法人 全日本川柳協会

平成24年度 通常総会議事録

(平成24年度 —2012—)

日 時 平成25年2月10日 (日)

場 所 東京都台東区花川戸2-6-5

台東区民会館 (産業貿易センター台東館)

社団法人全日本川柳協会

平成24年度通常総会議事録

- 1、日 時 平成25年2月10日（日） 14：10～16：00
- 2、場 所 東京都台東区花川戸2-6-5 台東区民会館（産業貿易センター台東館）
- 3、出席者の確認
出席者数 30名・委任状出席 246名・合計 276名
正会員現在数365名の内上記のとおり定足数274名に達しており、よって定款第40条により当総会の決議事項は有効であることを確認した。
- 4、議事録署名者選出
竹田光雄、板尾 章の2氏を議事録署名者として選出した。
- 5、議 事
大野英雄を議長に選出し、次の事項を審議決定した。
 - 第1号議案 平成25年度事業計画承認の件
議長の指名により事務局から、議案書に基づき平成25年度事業計画について説明。これらを一同に諮ったところ、全員一致これを承認した。
 - 第2号議案 平成24年度補正収支予算承認の件
平成24年度は徳島大会関連の助成金支給が日本芸術文化振興会より、及び国民文化祭とくしま「川柳の祭典」関連の助成金支給が文化庁より決定した。それによる収支予算額の増減があるため、実体に合わせて補正予算を作成したい旨の説明が事務局よりあった。これらを一同に諮ったところ、全員一致原案どおりこれを承認した。
 - 第3号議案 平成25年度収支予算承認の件
議長の指名により事務局から、平成25年度収支予算案について議案書に基づき説明があり、質疑応答を行なったのち、全員一致原案どおりこれを承認した。

- 第4号議案 80歳以上の功労者顕彰他 表彰の件
80歳以上の功労者顕彰の候補者は東側から3名、西側から2名の候補者が挙げられた。また徳島大会成功への感謝を表すため、徳島実行委員会に感謝状を贈ることについて提案がなされた。
マスコミ柳壇の指導を10年以上行った者への表彰候補者として北海道・三浦強一氏が挙げられた。一同に諮ったところ異議なく全員一致これを承認した。青森大会の前夜祭において表彰する予定。
- 第5号議案 川柳文学賞の件
配布資料に基づき川柳文学賞の申請者について説明がなされた。申請者15名の川柳個人句集を川柳文学賞の選考対象者とする。近々、選考委員に句集と参考資料を発送する。これらを一同に諮ったところ、全員一致これを承認した。
- 第6号議案 移行に伴う定款変更の件
来る4月1日付けでの協会の一般社団法人への移行に伴う定款変更について事務局より説明がなされ、全員一致でこれを承認した。
- 第7号議案 社団法人全日本川柳協会特定資産取扱規程の件
議案の規程案につき事務局より説明がなされ、全員一致でこれを承認した。

以上により本日の議事を終了し、議長から謝辞を述べたのち閉会を宣した。

移行に伴う定款

一般社団法人全日本川柳協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全日本川柳協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市北区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、大衆文芸としての川柳の普及向上を図り、もって我が国の文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 全国川柳大会等の開催
- (2) 川柳に関する講演会等の開催
- (3) 川柳に関する調査研究
- (4) 川柳に関する刊行物等の発行
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体又は個人
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体
 - (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で会員総会の議決をもって推薦された者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
(以下「一般社団・財団法人法」という。)

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- 3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、第5条第1項第1号の正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 定時総会として毎年度6月に開催するほか臨時総会として2月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

- 4 理事長以外の理事のうち2名以下を副理事長とする。
- 5 理事長、副理事長以外の理事のうち5名以下を常務理事とする。
- 6 第4項及び第5項の副理事長及び常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において選定する。
 - 3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長及び副理事長、常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第25条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第26条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第27条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、及び副理事長、常務理事の選定並びに解職

(招集)

- 第28条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 31 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 33 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 34 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 35 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 36 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 37 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は大野英雄とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 31 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。